

南海医療センター附属介護老人保健施設通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する南海医療センター附属介護老人保健施設(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 南海医療センター附属介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成12年5月1日
- (3) 所在地 大分県佐伯市常盤西町12番6号
- (4) 電話番号 0972-20-5090 FAX番号 0972-20-5091
- (5) 管理者 森本 章生

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 4450580016 号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の通所リハビリテーション従事者の職種、員数は、次のとおりであり、管理栄養士、調理員等の職種については、南海医療センター附属介護老人保健施設の職員が、その職務にあたる。

- | | | |
|--------------|-------|-------------|
| (1) 管理者 (医師) | 1 人 | (兼務) |
| (2) 医師 | 1 人 | (兼務) |
| (3) 看護職員 | 1 人以上 | (非常勤 1 人含む) |
| (4) 介護職員 | 3 人以上 | |
| (5) 支援相談員 | 1 人 | |
| (6) 理学療法士 | 4 人以上 | (入所・通所兼務) |
| (7) 作業療法士 | 1 人以上 | (入所・通所兼務) |
| (8) 運転手 | 3 人以上 | |

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる施設職員の管理・指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導及び苦情の相談を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士は、利用者の通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施と評価を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後4時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、30人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとし、別表に定める。

- (1) 厚生大臣が定める基準による額、但し当該介護が法定代理受領サービスであるときはその負担割合によるものとする。
- (2) 食費1食500円、日常生活品費・教養娯楽費1日100円、本人希望による特別食の実費、及び次条の地域外の場合は送迎の実費の支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

佐伯市

(身体拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の身心の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・飲酒は禁止する。
- ・喫煙、火器の使用は禁止する。
- ・設備・備品の利用は丁寧に取扱うこと。
- ・金銭の持ち込みは原則禁止する。
- ・貴重品の持ち込みは禁止する。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・職員の指示に従うこと。
- ・その他管理者が必要と認める事項。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者には、施設職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

5 水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(守秘義務)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとする。

(苦情処理)

第 23 条 当施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口、意見箱を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知徹底を図る。

(虐待防止のための措置)

第 24 条 当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

(その他運営に関する重要事項)

- 第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
 - 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする
 - 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する事項については、別に定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成15年5月1日より施行する。

改正	平成16年	11月	1日
改正	平成17年	4月	1日
改正	平成17年	10月	1日
改正	平成18年	3月	1日
改正	平成18年	4月	1日
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成26年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成29年	9月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成30年	11月	1日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和2年	5月	1日
改正	令和6年	4月	1日
改正	令和7年	4月	1日